

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他	該当する	体制	等	割引
各サービス共通				地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他			—
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
12	訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可			
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設						
15	通所介護	1 単独型 2 併設型	1 痴呆型 2 一般型	時間延長サービス体制 機能訓練指導体制 食事提供体制 入浴介助体制 特別入浴介助体制 送迎体制 職員の欠員による減算の状況	1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 看護職員 3 介護職員			1 なし 2 あり
16	通所リハビリテーション	1 通常規模の医療機関 2 小規模診療所 3 介護老人保健施設		時間延長サービス体制 食事提供体制 入浴介助体制 特別入浴介助体制 送迎体制 個別リハビリテーション提供体制 職員の欠員による減算の状況	1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴士			
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり			
21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型/小規模生活単位型 4 併設型・空床型 小規模生活単位型	1 I型 2 II型 3 III型	機能訓練指導体制 夜間勤務条件基準 送迎体制 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 看護職員 3 介護職員			1 なし 2 あり
22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設	1 I型 2 II型	リハビリテーション機能強化 痴呆専門棟 夜間勤務条件基準 送迎体制 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士			

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	割引	
23 短期入所療養介護	1 病室療養型	1 I型 2 II型 3 III型	療養環境基準 1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 4 減算型 III	1 基準型 2 減算型 II 4 減算型 III 1 基準型 2 医療法施行規則第 49 条適用 1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 4 加算型 III 5 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 1 総合リハビリ施設 2 理学療法 II 3 理学療法 III 4 作業療法 II 5 言語聴覚療法 I 6 聴覚覚醒療法 II 7 精神科作業療法 8 その他 1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 1 総合リハビリ施設 2 理学療法 II 3 理学療法 III 4 作業療法 II 5 言語聴覚療法 I 6 聴覚覚醒療法 II 7 精神科作業療法 8 その他	1 なし 2 あり
			医師の配置基準 夜間勤務条件基準 送迎体制 職員の欠員による減算の状況 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制		
			療養環境基準 送迎体制 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制		
			送迎体制 職員の欠員による減算の状況 リハビリテーション提供体制		
32 痴呆対応型共同生活介護	2 診療所療養型	1 I型 2 II型	送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			職員の欠員による減算の状況		
			リハビリテーション提供体制		
			送迎体制		
33 特定施設入所者生活介護	3 痴呆疾患型	1 I型 2 II型 3 III型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 精神科作業療法 2 その他 1 対応不可 2 対応可	
			リハビリテーション提供体制		
			送迎体制		
			夜間ケア		
43 居宅介護支援	4 基準適合診療所型		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり	
			機能訓練指導体制		
			特別地域加算		
			機能訓練指導体制		
51 介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 小規模生活単位型 介護福祉施設 4 小規模生活単位型 介護福祉施設	1 I型 2 II型 3 III型	常勤専従医師配置 精神科医師定期的療養指導 夜間勤務条件基準 障害者生活支援体制 居住費対策 職員の欠員による減算の状況 リハビリテーション機能強化 痴呆専門棟 夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員	
			機能訓練指導体制		
			常勤専従医師配置		
			精神科医師定期的療養指導		
52 介護老人保健施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 小規模生活単位型 介護福祉施設 4 小規模生活単位型 介護福祉施設	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 障害者生活支援体制 居住費対策 職員の欠員による減算の状況 リハビリテーション機能強化 痴呆専門棟 夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員	
			機能訓練指導体制		
			常勤専従医師配置		
			精神科医師定期的療養指導		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号	-----
-------	-------

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	割引
53 介護療養型医療施設	1 療養型	1 I型 2 II型 3 III型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型I 3 減算型II 4 減算型III
			医師の配置基準	1 基準型 2 医療法施行規則第49条適用
			夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 特定診療費項目 リハ・リハビリ/施設 2 理学療法II 3 理学療法III 4 作業療法II 5 言語聴覚療法I 6 言語聴覚療法II 7 精神科作業療法 8 その他	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 4 加算型III 5 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 1 総合リハ/リハビリ/施設 2 理学療法II 3 理学療法III 4 作業療法II 5 言語聴覚療法I 6 言語聴覚療法II 7 精神科作業療法 8 その他
2 診療所型	1 I型 2 II型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型I 3 減算型II	
		特定診療費項目 リハ・リハビリ/施設 2 理学療法II 3 理学療法III 4 作業療法II 5 言語聴覚療法I	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導 1 総合リハ/リハビリ/施設 2 理学療法II 3 理学療法III 4 作業療法II 5 言語聴覚療法I 6 言語聴覚療法II 7 精神科作業療法 8 その他	
		職員の欠員による減算の状況 リハ・リハビリ/施設 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	1 精神科作業療法 2 その他 1 別表第二注1該当 2 別表第二注2イ該当 3 別表第二注2ロ該当	
3 痴呆疾患型	1 I型 2 II型 3 III型	食事提供の状況		
介護保険施設				

備考1 事業所・施設において、施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付けてください。

2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。

3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務表等）を添付してください。

4 「利用」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。

5 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制届出書」（別紙8）を添付してください。

6 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

（例）「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…機能訓練指導員、「食事提供体制」…調理従事者（管理栄養士・栄養士の配置状況）（委託している場合はその旨）、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…機能訓練指導員、「食事提供体制」…調理従事者（管理栄養士・栄養士の配置状況）（委託している場合はその旨）、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

7 「訪問延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

8 「入浴介助体制」「特別入浴介助体制」については、浴室の平面図のほか特別浴槽の状況がわかる書類（説明書、写真等）を添付してください。

9 「食事提供の状況」については、「基本食事サービス範囲届出書」（別紙11）を添付してください。

10 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。

11 「個別リハビリテーション提供体制」については、「個別リハビリテーションの施設基準に係る届出書」（別紙9）を添付してください。

12 「夜間ケア」については、「夜間ケアの基準に係る届出書」（別紙10）を添付してください。

13 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください

14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

(1) 看護職員、介護職員の欠員（看護職員の配置割合が基準を満たしていない場合を含む）…人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

※通所介護で「痴呆型」を実施している場合に看護職員、介護職員に欠員が生じた場合は、「一般型」を選択する。その上で、指定基準を満たさない場合には、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号	-----
-------	-------

(2) ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

<p>＜厚生大臣が定める地域＞</p> <p>厚生大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地</p> <p>3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村</p> <p>4 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域</p>
--

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も右にある人員配置区分を選択する。（(1)が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

注1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

4 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

5 「食事提供の状況」欄の「別表第二」とは、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定方法」に示した「食事の提供に要する費用の額の算定表」をいいます。

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他	該当する	体制	等
各サービス共通				地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他		
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算	1 なし 2 あり		
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり		
15	通所介護	1 単独型 2 併設型	1 痴呆型 2 一般型	時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可		
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり		
				食事提供体制	1 なし 2 あり		
				入浴介助体制	1 なし 2 あり		
				特別入浴介助体制	1 なし 2 あり		
送迎体制	1 対応不可 2 対応可						
職員の欠員による減算の状況				1 なし 2 看護職員 3 介護職員			

備考1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する場合の出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考2 通所介護の「食事提供体制」については、本体事業所が体制を整えており、本体施設から食事が提供される場合には「食事提供体制あり」として提出してください。

平成 年 月 日

知事 殿

事業所・施設名

指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 割引率等

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

サービスの種類	割引率	適用条件
訪問介護	(例) 10%	(例) 毎日 午後 2 時から午後 4 時まで
	%	
	%	
訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
通所介護	%	
	%	
	%	
短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
痴呆対応型共同生活介護	%	
	%	
	%	
特定施設入所者生活介護	%	
	%	
	%	
介護老人福祉施設	%	
	%	
	%	

備考 「適用条件」覧には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2 適用開始年月日 年 月 日

(別紙9)

個別リハビリテーション届出書

事業所番号														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業所名		異動等 区分	1 新規 2 変更 3 終了
------	--	-----------	----------------

1 個別リハビリテーション従事者数

医 師	常 勤	専 任	名	非 常 勤	専 任	名
		非専任	名		非専任	名
理 学 療 法 士	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
		非専従	名		非専従	名
作 業 療 法 士	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
		非専従	名		非専従	名
言 語 聴 覚 士	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
		非専従	名		非専従	名

2 個別リハビリテーションを行うための器械・器具の一覧

--

夜間ケアの基準に係る届出書

事業所名		異動等区分	1 新規、2 変更、3 終了
------	--	-------	----------------

1 事業所の状況

事業所が有する共同生活住居の数	ユニット
夜間ケア加算を算定する共同生活住居の数	ユニット

2 サービス提供時間帯の設定状況

夜間及び深夜の時間帯	午後 時 ~ 午前 時	時間
------------	-------------	----

3 利用者及び介護従業者の配置の状況

共同生活住居の区分	A	B	C	D	E	F
a 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者が確保されていること						
b 夜間及び深夜の時間帯以外の職員配置が人員基準を満たしていること						

注1 3-aは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者が、
 イ 1人以上確保されている共同生活住居の区分の欄には「○印」を記入する。
 ロ 他の共同生活住居の介護従業者の兼務とされている場合は、当該他の共同生活住居の区分記号(A~F)を、記入する。
 ハ 1人以上確保されていないか、若しくは宿直勤務を行っている共同生活住居にあつては、当該共同生活住居の区分の欄に「×印」を記入すること。
 注2 3-bは、人員基準を満たしている共同生活住居の区分の欄に「○印」を記入する。

4 痴呆対応型共同生活介護計画の作成状況

① 個々の利用者の心身の状況や生活全般にわたる課題を把握することができるよう、アセスメント票の様式を定型化して使用している。	有・無
② 個々の利用者について、ケアを行う上で課題となる行動及び状態を24時間にわたって把握し、その背景や誘因について分析して解決すべき課題を明らかにするよう努めている。	有・無
③ 計画作成担当者を中心に、全ての職員が参加するケアカンファレンスを定期的実施して、常に課題認識の共有化を図っている。	有・無
④ 個々の利用者の個性を尊重し、「その人らしい」生活を続けることができるよう配慮した介護計画を作成している。	有・無
⑤ 介護計画に基づき、昼夜を通して「その人らしく」安心して暮らすことができるよう配慮したケアを実践している。	有・無
⑥ 定期的な再アセスメントを行い、利用者の心身の状況の変化に対応した介護計画の見直しを実施している。	有・無

注3 実際に使用するアセスメント票の様式を添付すること。

5 直近に実施したサービス評価の実施状況

① 自己評価	実施年月日：平成 年 月 日	結果公開	有・無
② 外部評価	実施年月日：平成 年 月 日	結果公開	有・無
	外部評価実施機関名		

注4 過去1年以内に外部評価を受けている場合は、当該外部評価結果を添付すること。